第７章 資料編

第７章 資料編

７－１ 墨田区環境審議会の審議経過及び名簿

１．審議経過

開催日	審議事項
平成 27 年7月 15 日	・第二次すみだ環境の共創プランの策定について（諮問） ・策定方針についての審議
平成 27 年 10 月 13 日	・第二次すみだ環境の共創プラン（事務局案）についての審議
平成 28 年1月 20 日	・第二次すみだ環境の共創プラン（案）についての審議 ・第二次すみだ環境の共創プラン（答申）

２．墨田区環境審議会名簿

※選出区分別 50 音順

選出区分	役職	氏　名	所　属　等
学識経験者	会長	赤尾　健一	早稲田大学社会科学総合学術院教授（農学博士）
	副会長	日置　雅晴	神楽坂キーストーン法律事務所弁護士
		須田　孫七	東京大学総合研究博物館協力研究員
		江尻　京子	多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンター長
		森林　敦子	国立感染症研究所客員研究員（薬学博士）
区議会議員		おおこし　勝広	墨田区議会区民文教委員会委員長
		加藤　拓	墨田区議会区民文教委員会副委員長
事業者		岩井　孝之	東京都鍍金工業組合向島支部長
		小竹　由紀	ライオン株式会社　CSR 推進部長
		木戸　千恵	東京ガス株式会社　東部支店長
		※ 仁井　克己	東京電力株式会社　江東支社長
		浜野　慶一	株式会社浜野製作所代表取締役（産学官連携クラブ会員）
区民		佐藤　和信	公募区民
		永岡　啓一	すみだ環境共創区民会議会長
		林家　時蔵	落語家

※仁井委員は、平成 28 年1月 31 日まで

7－2 墨田区環境基本条例推進本部の会議経過及び名簿

1．会議経過

開催日	会議事項
平成 27 年 10 月6日	・第二次すみだ環境の共創プラン（事務局案）についての審議
平成 28 年1月 19 日	・第二次すみだ環境の共創プラン（案）についての審議

2．墨田区環境基本条例推進本部名簿

役　職	役　職　名
本部長	区長
副本部長	副区長
本部員	教育長
本部員	企画経営室長
本部員	企画経営室参事
本部員	総務部長
本部員	総務部参事
本部員	危機管理担当部長
本部員	区民部長
本部員	区民活動推進部長
本部員	区民活動推進部参事
本部員	環境担当部長
本部員	産業観光部長
本部員	福祉保健部長
本部員	子ども・子育て支援担当部長
本部員	保健衛生担当部長
本部員	保健衛生担当参事
本部員	都市計画部長
本部員	都市整備部長
本部員	立体化推進担当部長
本部員	会計管理者
本部員	区議会事務局長
本部員	監査委員事務局長
本部員	教育委員会事務局次長
本部員	教育委員会事務局参事
本部員	教育委員会事務局参事

７－３　すみだ環境共創区民会議の会議経過及び名簿

１．会議経過

開催日	会議事項
平成 27 年6月 18 日	・第二次すみだ環境の共創プランの基本方針についての意見聴取
平成 27 年8月 20 日	・第二次すみだ環境の共創プラン（事務局案）についての意見聴取
平成 27 年 12 月 17 日	・第二次すみだ環境の共創プラン（素案）についての意見聴取

２．すみだ環境共創区民会議名簿

役　職	氏　名	備　考
会長	永岡　啓一	異業種交流グループ連絡会議
副会長	清水　幹夫	異業種交流グループ連絡会議
副会長	宇田川　明	公募委員
	横井　貴広	公園ボランティア
	野島　潤二	公募委員
	森下　香洋子	公募委員
	渡辺　弘幸	東京電力株式会社　江東支社
	吉田　智子	東京ガス株式会社　東部支店
	阿久沢　八代	エコライフサポーター
	柳　千鶴子	緑と花のサポーター
	本間　正司	緑と花のサポーター
	栗原　カヨ子	すみだリサイクルの会
	佐原　滋元	雨水市民の会
	笠貫　　昇	すみだ景観フォーラム
	小木曽　清三	公募委員
	島崎　文男	公募委員
	佐野　まさ子	公募委員

７－４ すみだ環境基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　区の環境の共創に関する総合的施策（第７条―第 15 条）
第３章　基本施策の推進体制（第 16 条―第 21 条）
第４章　雑則（第 22 条）
付則

墨田区は、隅田川や荒川のほか、中小内河川が区内を縦横に流れる豊かな水環境を有している。これらの河川は、かつての汚染が、公害規制の強化等により現在では魚が生息できるほどにまで水質が改善され、隅田川の花火大会やレガッタなど、川とは切り離せない伝統行事が復活し、多くの人々が水辺に集うようになった。

また、区民同士のふれあいや下町情緒に彩られた心温まるコミュニティは、人と地域と環境にやさしいまちづくりの基本となる墨田区の財産である。

さらに、人々が働き、暮らす場所が一体となった「職住近接」は、ものづくりのまちとしての墨田区の特色を表しており、地域に根ざした中小企業が環境問題に取り組んでいく姿勢は、地域に影響を及ぼし、環境と調和した経済活動を可能とするものである。

私たち墨田区民は、より良い環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を持っている。さらに、より良い環境が与えてくれた恩恵を未来に引き継ぎ、環境に関する不断の学習と、これに取り組む人材の育成を行う責務を有している。

このような考えのもと、環境行政の推進に当たっては、区、区民及び事業者等が協働し、より良い環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生に取り組めるよう、基本的施策を定め、その積極的な推進を図ることを目指し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第 １ 条　この条例は、環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生について基本理念を定め、区、区民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、環境に係る施策の基本的事項を定めることにより、それらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における良好で安全かつ快適な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第 ２ 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）環境の共創　良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう。

（2）環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の共創を図るうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（3）区民　区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。

（4）事業者　区内において事業活動を行う団体及び個人をいう。

（5）滞在者　観光、仕事等で一時的に区内を訪れる個人をいう。

（基本理念）

第３条　環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。

２　環境の共創は、すべての者が環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

（区の責務）

第４条　区は、環境への負荷の低減に努めるとともに、区の計画及び施策について区民及び事業者と協働して環境の共創を推進するという観点から総合的かつ計画的に定め、その推進体制を整備しなければならない。

２　区は、区民及び事業者が地域のコミュニティを生かしつつ、環境の共創に取り組むことができるよう、必要な支援を行うとともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

（区民及び事業者の責務）

第５条　区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が環境への負荷を与えていることを認識し、環境への配慮を行うとともに、身近な環境を常に見つめつつ、地域のコミュニティを生かし、環境の共創を図るように努めなければならない。

２　区民及び事業者は、環境の共創に必要な学習等に積極的に取り組み、区とともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

３　区民及び事業者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（滞在者の責務）

第６条　滞在者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力することにより、人と地域に配慮し、環境への負荷の低減に努めるものとする。

第２章　区の環境の共創に関する総合的施策

（環境基本計画）

第７条　区長は、環境の共創に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）環境の共創に関する目標

（2）環境の共創に関する施策

（3）前２号に掲げるもののほか、環境の共創に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第 16 条第１項に規定する墨田区環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　区長は、必要があると認めるときは、環境基本計画の策定に関し、第 20 条第１項に規定するすみだ環境共創区民会議の意見を聴くことができる。

５　区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

６　第２項から前項までの規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（区民及び事業者への支援）

第 8 条　区は、区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動に対する適切な情報の提供に努めるほか、次に掲げる事項に対し支援を行うものとする。

（1）区民及び事業者が行う環境の共創に関する活動

（2）区民及び事業者に適切な指導及び助言を行うための専門的知識を有する者の派遣

（3）前２号に掲げるもののほか、環境の共創に関する必要な事項

（環境学習の推進）

第 9 条　区は、区民及び事業者が環境の共創に関し理解を深め、自主的な活動を実践できるよう、学校教育、生涯学習等あらゆる場を活用し、積極的に環境学習の推進を図るものとする。

２　区及び事業者は、環境の共創について理解を深めるとともに、正確な知識を修得し、環境の共創に関する活動を推進するために、積極的に環境学習に努めるものとする。

（大学等教育研究機関との連携）

第 10 条　区は、大学等教育研究機関と連携して、区民及び事業者の環境の共創に関する活動の促進について、指導し、又は助言する人材の育成に努めるものとする。

２　区、区民及び事業者は、環境の共創に向けた地域の課題を解決するため、大学等教育研究機関と共同して研究開発に努めるものとする。

（豊かな都市生活環境の維持、誘導的措置等）

第 11 条　区は、環境の共創に資する区民の健康で安全かつ快適な生活を実現するため、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動等による被害を防止し、豊かな都市生活環境の維持等に努めるものとする。

２　区は、区民及び事業者が環境の共創を図るための施設整備その他の適切な措置を行うよう誘導することに努めるものとする。

３　区は、環境の状況を的確に把握し、必要な監視、測定及び調査に努めるものとする。

（環境の共創に向けた適切な指導等）

第 12 条　区長は、必要と認めるときは、環境の共創に関し、関係者に対して説明若しくは報告を求め、又は必要な指導、助言若しくは勧告を行うことができる。

（自然環境の保全及び創出）

第 13 条　区は、区民の生活に潤いと安らぎを与える緑地や水辺の保全及び創出に努めるものとする。

（資源循環の促進）

第 14 条　区は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

（1）節水等資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の減量化の促進

（2）雨水の有効利用及び資源の循環的利用

（3）積極的な環境配慮型製品の購入

（4）エネルギーの有効利用

２　区は、区民及び事業者による環境への負荷の低減を図るため、前項各号に掲げる事項についての施策を推進するとともに、区民及び事業者に対し適切な支援を行うものとする。

（地球環境の保全）

第 15 条　区は、地球温暖化防止等地球環境の保全のために必要となる施策の策定及び推進に努めなければならない。

２　区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が地球環境の悪化につながる可能性があることを認識し、区と協働して、地球環境の保全に努めるものとする。

第３章　基本施策の推進体制

（環境審議会）

第 16 条　環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）環境基本計画に関すること。

（2）環境の共創に関する基本的事項

（3）前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3　審議会は、環境の共創に関し、区長に意見を述べることができる。

4　審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する 15 人以内の委員で組織する。

5　委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第 17 条　区は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めるものとする。

（団体との連携）

第 18 条　区は、環境の共創に関する活動が促進されるように、区民及び事業者が組織する団体と連携するとともに、当該団体が自発的に行う活動に対し、必要に応じ支援を行うものとする。

（事業者が行う環境の共創の促進）

第 19 条　事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、自主的に行う環境の共創に向けた方針の策定及び目標の設定並びにこれらの実施及び実施状況の点検等、環境配慮型の経営に資する仕組みづくりに努めるものとする。

2　区は、事業者が行う環境配慮型の経営に資する仕組みづくり及び環境配慮型製品の開発又は製造その他の環境の共創に資する事業活動に対し、必要な支援を行うものとする。

（すみだ環境共創区民会議の設置）

第 20 条　区における環境の共創に関する施策を総合的に推進するため、すみだ環境共創区民会議（以下「区民会議」という。）を置く。

2　区民会議は、次に掲げる事項を行う。

（1）環境基本計画のうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関し協議すること。

（2）環境の共創に関する実践活動を行うこと。

（3）環境の共創の推進について、必要に応じ区長に意見を述べること。

（4）前 3 号に掲げるもののほか、環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関し協議すること。

（区民会議の組織及び運営）

第 21 条　区民会議は、公募による区民並びに環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者の中から区長が委嘱する者その他区長が必要と認める者 25 人以内で構成する。

2　区は、区民会議の円滑な運営のため、必要な資料の提出、関係者の出席その他必要な協力を行うものとする。

3　前 2 項に定めるもののほか、区民会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第４章　雑則

（委任）

第 22 条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 18 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現にあるすみだ環境区民会議は、第 20 条の規定により設置するすみだ環境共創区民会議とみなす。ただし、委員の任期は、平成 19 年３月 31 日までとする。

３　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の墨田区環境審議会の設置に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

7－5 すみだ環境の共創プランにおける進捗状況評価（平成 26 年度）

【基本目標１】健康と安全を守り、安心とやすらぎのある住みよいまちづくり

【個別目標 1-1】安全で安心して暮らせるまちをつくる

【環境事業活動指標】

指　標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
大気（※1）の環境基準を超えた年間件数	０件	１件（二酸化窒素）	３件（二酸化窒素・浮遊粒子状物質）	０件
河川水質（９か所※2）の環境基準を超えた年間件数	０件	２件	１件	２件
有害化学物質等（２か所※3）の環境基準を超えた年間件数	０件	１件（揮発性有機化合物等）	１件（微小粒子状物質）	０件
公害苦情件数	150 件	257 件	366 件	359 件
放射線量が区の除染等の対応基準（※4）以上の測定箇所数、件数	０箇所 ０件	－	１箇所 １件	０箇所 ０件

※1　窒素酸化物（NO_2、NO）、二酸化硫黄（SO_2）、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）
※2　竪川（二之橋）、横十間川（錦糸橋・栗原橋）、北十間川（京成橋）、旧中川（平井橋）、荒川（木根川橋）、隅田川（桜橋）、北十間川（東武橋）、北十間川（枕橋）、隅田川（両国橋）
※3　竪川中学校、生涯学習センター別館
※4　学校、保育園、幼稚園の校庭、園庭、砂場等における空間放射線量が毎時 0.25 マイクロシーベルト以上

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
公害苦情件数は、前年度と比較して僅かに減少した。 区内公共施設における放射線量の測定を行った結果、区の除染等の対応基準を超えた箇所はなかった。測定結果は区ホームページで公開しており、また、区民に対して放射線測定器の貸出しを行っている（平成 26 年度 12 件貸出）。
平成 27 年度計画
区民の放射線に対する不安等に対応するため、引き続き保育園、幼稚園、区立小・中学校、公園等で放射線測定を実施する。また東京スカイツリー®の開業に伴う生活環境の変化による苦情に対しては、引き続き、丁寧な対応と必要な情報提供を行っていく。
見直し・評価
大気、河川水質の改善に向けては、更に国や都及び周辺自治体との連携を強めていく必要がある。 26 年度の公害苦情件数については、騒音の苦情が 25 年度に比べて増加しているが、典型七公害以外の苦情件数が減少した。典型七公害に関しては、騒音の件数が増加し、それ以外はわずかに増減があった。

【基本目標１】健康と安全を守り、安心とやすらぎのある住みよいまちづくり

【個別目標 1-2】環境への負荷の少ないまちをつくる

【環境事業活動指標】

指　標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
建築物の断熱改修への助成件数（累計）	300 件	14 件（平成 20 年度）	142 件	165 件
建築物の遮熱断熱塗装への助成件数（累計）	150 件	2 件（平成 20 年度）	110 件	146 件
校庭を芝生化した学校数（累計）	8 校	1 校	7 校	7校

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
建築物の断熱改修への助成件数は 23 件、遮熱断熱塗装への助成件数は 36 件であった。 言問小学校について校庭整備工事実施設計を行った。
平成 27 年度計画
建築物への断熱改修及び遮熱塗装の助成は、引き続き実施していく。 墨 46 号路線（タワービュー通り）道路景観整備工事（その3）にて遮熱性舗装を予定。 言問小学校について校庭整備工事を実施する。
見直し・評価
遮熱断熱塗装は目標値を達成できる見込みであるが、断熱改修の延びが目標達成まで厳しい状況になっており、断熱改修の効果をイベント等で紹介し、普及に力を注ぐ必要がある。 校庭の芝生化については、校庭面積が狭い中で運動場スペースを確保しながら整備することになるため、芝生化できる面積が限られてしまう。当面は学校現場の協力を得ながら整備を行っていき、緑化の推進を図る。

【基本目標１】健康と安全を守り、安心とやすらぎのある住みよいまちづくり

【個別目標 1-3】美しい景観を活かしたまちをつくる

【環境事業活動指標】

指　標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
墨田区のまちなみが美しいと思う区民の割合（※）	30.0%	22.8%	27.3%（平成 22 年度）	―

※　墨田区基本計画の改定（平成 23 年度）に向けた区民アンケート調査（平成 22 年度実施）による。

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
墨田区景観計画に基づき、届出に対する審査を行ったほか、景観計画の見直し検討やすみだ景観フォーラム、シンポジウムの支援を行い、景観まちづくり事業を推進した。 放置自転車対策として、放置自転車追放クリーンキャンペーンを計７回実施した。道路不正使用の是正については、通常監察・陳情処理で指導（177 件、前年度比：93 件減少）を行っているほか、商店街との協力体制を維持した。
平成 27 年度計画
景観まちづくり推進事業については、本年度の業務を継続して実施する。また、来年度は屋外広告物景観ガイドラインを策定し、運用に向けた準備を行う。 道路の不正利用については、本年度に引き続き、毎月２回のパトロールで指導を続ける。放置自転車対策では、平成 26 年度調査で前年度に比べて放置台数が前年度と比べて減少しており、今後さらに放置自転車を減らしていくため、撤去回数を増やす。あわせて、返還の機会を多く設けるため、平成 27 年度４月から撤去自転車の返還業務を、平日は午後４時から午後７時まで、土曜日、日曜日、及び祝日は午後２時から午後７時まで行うこととする。併せて、錦糸町駅北斎通り歩道部に自転車駐車場の整備を予定している。
見直し・評価
景観計画に基づく届出対象とならない案件において積極的に景観アドバイザーを活用する機会が増え、専門家のアドバイスに基づいた景観が形成されつつある。また、区民主体の景観フォーラムシンポジウムは平成 20 年より毎年開催されており、区民の景観への関心を高める機会を継続して提供できている。 道路の不正利用については区民の協力を得ながら、警察との連携のもと継続的なパトロールによる是正指導が重要である。 放置自転車対策については、今後さらに放置自転車を減らしていくため、特に放置台数の多い錦糸町駅について重点的に対策を実施する必要がある。

【基本目標 2】地域全体で取り組む低炭素社会の構築に向けたまちづくり

【個別目標 2-1】再生可能エネルギーの導入を推進する

【環境事業活動指標】

温室効果ガスの削減に関する目標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
区域における温室効果ガス総排出量の削減	118.1 万 t -CO_2 (8.0%削減)	128.4 万 t -CO_2（平成 2 年度）	125.7 万 t - CO_2（2.1%削減）（平成 23 年度）	137.8 万 t - CO_2（7.3%増加）（平成 24 年度）
区民一人当たり温室効果ガスの削減	4.54t-CO_2	5.76t-CO_2（平成 2 年度）	5.02 t -CO_2（平成 23 年度）	5.44 t -CO_2（平成 24 年度）
指　標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
太陽光発電設備及び太陽熱利用システムの設置助成件数（累計）、発電量（累計）	500 件 1,500kW	19 件 51.5kW （平成 20 年度）	412 件 1,696.1kW	452 件 1,860.9kW
区施設における温室効果ガス排出量の削減	19,931 t -CO_2（8%削減）	21,713t- CO_2（平成 16 年度）	20,852 t - CO_2 (4.0%削減)（平成 24 年度）	20,886 t - CO_2 (3.8%削減)（平成 25 年度）

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
区域における温室効果ガス総排出量の削減のため、環境フェア等各種イベントで普及・啓発を行った。また、地球温暖化防止設備導入助成制度により、太陽光発電システム（40 件）、太陽熱利用システム（0件）、事業用省エネルギー機器（空調機器 1 件、照明機器 2 件）等の導入支援を行った。
平成 27 年度計画
今後も環境フェア等で再生可能エネルギーについての普及・啓発を行うほか、地球温暖化防止設備導入助成制度を実施していく。地球温暖化対策実行計画（区事務事業編）に基づき、公共施設の新築・改修時に、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入が行われるよう、庁内各部署に働きかけていく。
見直し・評価
区域全体の温室効果ガス排出量は、基準年度（平成２年度）比 7.3%の増加となった。今後も、人口・世帯数が増えることで消費エネルギー量も増加し、観光客などの昼間人口の増加により環境への負荷が大きくなることから、今後とも地球温暖化防止設備導入助成制度をはじめとした、地球温暖化対策をさらに進めていく必要がある。

【基本目標 2】地域全体で取り組む低炭素社会の構築に向けたまちづくり

【個別目標 2-2】区民・事業者の取り組みを支援する

【環境事業活動指標】

温室効果ガスの削減に関する目標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
区域における温室効果ガス総排出量の削減（再掲）	118.1 万 t -CO_2 (8.0%削減)	128.4 万 t -CO_2（平成 2 年度）	125.7 万 t -CO_2（2.1%削減）（平成 23 年度）	137.8 万 t -CO_2（7.3%増加）（平成 24 年度）
区民一人当たり温室効果ガスの削減（再掲）	4.54t-CO_2	5.76t-CO_2（平成 2 年度）	5.02 t -CO_2（平成 23 年度）	5.44 t -CO_2（平成 24 年度）
指　標	**目標値（平成 27 年度）**	**基準値（平成 17 年度）**	**前々年度（平成 25 年度）**	**前年度（平成 26 年度）**
省エネナビモニター制度の参加世帯数、成果を上げた世帯割合	100 世帯 60%	－	延 56 世帯 66%	延 64 世帯 67%
環境フェア来場者数	10,000 人	－	13,788 人	10,762 人
中小企業の省エネ診断の受診件数	10 件	－	0 件	0 件

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
区民・事業者の温室効果ガス削減の取組を支援するため、省エネナビモニター制度、省エネ診断事業、すみだエコポイント制度を実施した。環境啓発事業として実施している環境フェアは来場者数が目標を達成した。 節電については、電力需要が高まる夏期に対策を策定し、目標は設けないが、無理をしない範囲でできる限りの節電対策を区施設、各家庭・事業所へ協力要請（区のお知らせ 7/1 号）を実施した。 その他、区内中小規模事業所へ省エネ・節電セミナーの案内や地球温暖化防止設備導入助成制度の PR を環境フェアで行った。
平成 27 年度計画
環境フェア等、各種イベントを通じて区民への啓発・ＰＲを積極的に行うとともに、各事業を継続して実施する。 平成 27 年度節電対策は、国の見通し及び要請を踏まえて、策定・実施する。 省エネナビモニター制度、エコポイント制度及び地球温暖化防止設備導入助成制度を、引き続き環境関連のイベントにおいて積極的にＰＲし、温室効果ガスの削減に取り組む家庭・事業所を支援していく。
見直し・評価
区内中小規模事業所に対して実施している「省エネ診断事業」は、東京都で同様の事業を行っているため、平成 27 年度は実施しない。

【個別目標 2-3】地域環境の整備を推進する

① 環境の負荷の少ないまちづくりの推進

【個別目標 1-2】環境への負荷の少ないまちをつくる を参照。

② 緑化の推進

【個別目標 3-1】緑化を推進する を参照。

【個別目標 2-4】ごみを減らして温室効果ガスを削減する

① ３Ｒの推進

【個別目標 4-1】ごみの発生と排出量を減らす を参照。

【基本目標３】自然環境を守り育て、身近な緑と水辺に親しむまちづくり

【個別目標 3-1】緑化を推進する

【環境事業活動指標】

指　標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
みどり率（※1）	22.8%	20.1%（平成 12 年度）	20.5%（平成 21 年度）	－
緑被率（※2）	13.0%	9.4%（平成 12 年度）	10.5%（平成 21 年度）	－
公共施設における屋上緑化、壁面緑化実施件数（累計）、面積（累計）	40 件 3,123 ㎡	14 件 1,365.0 ㎡	26 件 2,425.5 ㎡	26 件 2,425.5 ㎡
屋上緑化、壁面緑化、緑のへい助成件数（累計）、面積（累計）	100 件 2,442 ㎡	30 件 798.8 ㎡	98 件 2,210.4 ㎡	105 件 2,352.6 ㎡
緑と花のサポーター登録人数	80 人	44 人	46 人	46 人
緑と花のまちづくり推進地域制度実施数、プランター・花壇・ハンギングバスケット設置数（累計）	20 箇所 400 個	－	11 箇所 409 個	11 箇所 423 個

※1　樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園、街路樹、河川、水路、池などの面積が地域全体の面積に占める割合のこと。
※2　緑被地（樹林、草地、屋上緑地）が地域全体の面積に占める割合のこと。

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
緑と花のまちづくり推進地域制度においては、十間橋通りへプランター20 基を増設した（第２期／全３期）。 公共施設の緑化については、押上小学校屋上緑化の木製枠補修工事を行った。
平成 27 年度計画
区民及び事業所を対象に緑のカーテンコンテストを実施する。 緑と花のまちづくり推進地域制度においては、十間橋通りへプランター６基を増設する（第３期／全３期）。 屋上緑化見本コーナーをリニューアルする。
見直し・評価
河川や公園の緑化が計画的に推進されており、民間開発に伴う緑地の整備が着実に進むことから、次回の緑の現況調査における緑被率の伸びが期待される。

【基本目標３】自然環境を守り育て、身近な緑と水辺に親しむまちづくり

【個別目標 3-2】公園や水辺空間を整備する

【環境事業活動指標】

指　標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
区全域の公園面積（※1）	78.86ha	70.47ha	77.82ha	77.85ha

※1　公園（都立公園含む）、児童遊園、こども広場、緑地広場の総面積

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
堤通（交通）公園においては再整備基本設計（その１）を実施し、立川第二児童遊園においては再整備基本実施設計を行い、（仮称）京成曳舟駅前東第三地区においては公園造成実施設計を行った。 また、北十間川の水辺について東京都や鉄道事業者と河川空間の利用促進、賑わい創出の実現に向けた協議等を進めた。
平成 27 年度計画
堤通（交通）公園、曳舟さくら公園、立川第二児童遊園において再整備を行う。また、京成曳舟駅前東第三地区公園においては整備工事を行い、旧たてかわばし児童遊園においては実施設計と整備工事を行う。 北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業においては、平成 26 年度に引き続き、水辺と公園の一体整備を行うため、東京都や鉄道事業者と河川空間の利用促進、賑わい創出の実現に向けた協議を進める。
見直し・評価
公園の新設・再整備について、公園マスタープランに基づき、事業が実施されており、関係事業者との協議も進められている。 親水公園の整備については、引き続き、未整備区域の供用に向けて事業を継続し、水と緑のネットワークの形成を図る。 北十間川水辺活用構想については、東京都が進める護岸工事の進捗を図るとともに、隅田川～東武橋間における観光回遊路整備事業の協議を進める。

【基本目標 3】自然環境を守り育て、身近な緑と水辺に親しむまちづくり

【個別目標 3-3】生物多様性への理解を促進する

【環境事業活動指標】

指　標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
ヤゴ救出作戦・トンボフェアへの参加小学校数	全校	21 校	15 校	16 校
自然環境観察員養成講座登録者数	80 人	－	78 人	78 人

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
小学校３年生を対象に、「プールのヤゴ救出作戦」を小学校 16 校で実施した。また、「プールにヤゴを生息させよう作戦」を実施して、「プールのヤゴ救出作戦」参加校を増やす取組を実施した。「トンボフェア」を環境フェア（6 月 24 日～29 日）で開催し、約 900 人の来場者があった。 大横川親水公園万華池の「かいぼりイベント」に向け、区民を対象に講習会やワークショップ（全３回、参加者延 52 人）及び、ボランティア養成講座（全４回、ボランティア参加者 17 人）を開催した。「かいぼりイベント」は、小学校４年生以上からなる小学生かいぼり隊 17 人が参加した。
平成 27 年度計画
自然環境の保全や啓発について学ぶ自然環境観察員養成講座は、登録者のステップアップを図るため中級講座を実施する。 教育現場においては、今後も「プールのヤゴ救出作戦」、「プールにヤゴを生息させよう作戦」及び「トンボフェア」を、引き続き実施していく。 平成 27 年度から行政と荒川パーククリエイターが協働で行う自然地の維持管理の検討及び現地作業を行う。
見直し・評価
生物多様性について、より多くの区民に理解が得られるよう、今後も引き続き事業を実施する。 ヤゴ救出作戦については、全校に参加してもらえるようなしくみを検討する。

【基本目標 4】限りある資源を大切にする循環型のまちづくり

【個別目標 4-1】ごみの発生と排出量を減らす

【環境事業活動指標】

指　標	目標値（※4）（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
ごみの発生量（※1）、削減率	81,000 t 13.4%削減	93,123 t	78,278t 15.9%削減	78,184 t 16.0%削減
ごみの資源量（資源物回収量（※2））、資源化率（※3）	14,300 t 21.7%	13,725 t 16.4%	13,499 t 19.7%	13,861 t 20.1%

※1　ごみの発生量＝区収集ごみ量（可燃・不燃・粗大）＋許可収集・持込ごみ量
※2　資源物回収量＝行政回収量＋集団回収量
※3　資源化率＝資源物回収量／（区収集ごみ量＋資源物回収量）
※4 目標値は平成 23 年 4 月策定の墨田区一般廃棄物処理基本計画による。

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
ごみの発生量・削減率は、平成 22 年度実績で既に目標値を達成している。
平成 27 年度計画
一般廃棄物処理基本計画の目標を達成するための実行計画を実行し、普及啓発・指導の強化を図る。 平成 25 年度より、一般廃棄物処理業の許可手続き事務は清掃協議会に移管された。しかし、一般廃棄物処理業者に対しての行政指導・行政処分は引き続き区が行うため、本事業を継続して行っていく。 また、資源化率向上のため、資源物持ち去り対策を強化する。具体的には、地域パトロールの強化、警察等関係機関との連携強化等を行う。
見直し・評価
ごみの発生量・削減率が既に目標値を達成している。また、ごみの資源量・資源化率も基準値から増加傾向にあり、本事業は順調に推移している。

【基本目標 4】限りある資源を大切にする循環型のまちづくり

【個別目標 4-2】不法投棄やポイ捨てのないまちをつくる

【環境事業活動指標】

指　標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
クリーンキャンペーンの年間参加人数	15,000 人	14,339 人	14,654 人	14,452 人
集積所における不法投棄個数	1,000 個	782 個	5,881 個	5,283 個

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
環境美化に向けた取組みとして、職員クリーンキャンペーンを年２回実施した。また、不法投棄対策として、パトロールを実施し、5,283 個の不法投棄を回収したほか、資源物持ち去り防止パトロールを実施し、監視・指導等を行った。路上喫煙防止対策として、委託業者によるパトロールや路上喫煙禁止の呼びかけ、喫煙所への誘導を行うことで、路上喫煙防止に一定の効果があった。また、東武橋に喫煙所を設置した。
平成 27 年度計画
路上喫煙に対しては引き続き業者によるパトロールを実施し、イベント等において、路上喫煙防止の普及啓発を進めていく。 また、ごみの不法投棄に関しては、区道上における不法投棄物を効率的に処理するため、道路管理者との連携を強化していく。
見直し・評価
ごみの不法投棄は、今後も懸念されるので継続して、監視・指導等を強化、実施していくとともに、対策の抜本的な見直しも必要である。 クリーンキャンペーンにおいては、各エリアでのごみの収集量等を考慮し、キャンペーンのより効率的な実施を検討する。

【基本目標 4】限りある資源を大切にする循環型のまちづくり

【個別目標 4-3】雨水利用を推進する

【環境事業活動指標】

指　標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
雨水利用の雨水総貯留容量	22,000 m^3	10,000 m^3	21,500 m^3	22,000 m^3

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
・助成金制度活用によるタンク設置：小規模タンク 14 基（2.41 m^3） ・要綱、条例等の指導に基づくタンク設置（ビル等の地中梁方式等）：18 件（445.425 m^3）。 雨水ネットワーク会議全国大会（8月 23 日、24 日）に参加した。そのほか、雨水について国内外からの視察・研修依頼があり、受け入れている（14 団体 101 人）。
平成 27 年度計画
雨水利用の啓発・情報発信及び雨水利用国際貢献事業の推進について、引き続き、区民や事業者の国際貢献事業を支援していく。 雨水利用促進助成について、すみだ環境フェア等のイベントを通じて、雨水利用の認知度を向上させ、申請件数の増加・拡大に努める。助成金制度活用による雨水タンクの設置は、地中梁方式貯留槽１基、中規模貯留槽１基、小規模貯留槽 10 基を目標とする。 雨水の貯留・浸透指導について、引き続き、要綱・条例等に基づく指導を適正に行っていく。 雨水利用ネットワーク事業の推進について、雨水ネットワーク会議へ参加し、自治体相互間の情報交換および政策交流を行い、市民を含めた連携を図る。
見直し・評価
雨水利用の雨水総貯留容量は、目標値を達成した。引き続き、要綱・条例に基づく指導を行うとともに、広く雨水利用の推進と雨水利用促進助成制度の周知を図っていく。

【基本目標 5】環境を学び環境保全のために行動できる人が育つまちづくり

【個別目標 5-1】環境教育・環境学習を推進する

【環境事業活動指標】

指　標	目標値 （平成 27 年度）	基準値 （平成 17 年度）	前々年度 （平成 25 年度）	前年度 （平成 26 年度）
環境体験学習事業実施回数、参加者数	200 回 5,000 人	50 回 1,000 人	213 回 7,662 人	196 回 6,265 人
エコライフ講座年間受講者数	400 人	427 人	193 人	351 人

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
環境体験学習事業については、環境ふれあい館を拠点として各種交流会・講座を実施した。 エコライフ講座については、会場確保等の関係から大規模公開講座を実施せず、回数を増やして多種多様な講座を実施した。各講座については、定員を超える受講申込みがあり、受講者の満足度は高く、エコライフサポーターの活動へも繋がった。
平成 27 年度計画
環境体験学習事業については、引き続き環境ふれあい館を拠点として実施する。 また、エコライフ講座については、実施回数 8～9 回、参加者数 400 人を目標に実施する。
見直し・評価
環境ふれあい館では、環境体験学習事業実施回数、参加者数は目標値を達成してはいるが、参加者の増加に繋がる参加体験型を中心とした館独自のプログラムを検討する必要がある。また、環境フェア等のイベントへ積極的に出展し、環境ふれあい館の PR と環境学習事業の PR を行う。 エコライフ講座については、講座の参加者を増やし、受講後にエコライフサポーターの活動への参加に結びつけるよう、より魅力的な講座を企画していく必要がある。

【基本目標 5】環境を学び環境保全のために行動できる人が育つまちづくり

【個別目標 5-2】協働による環境活動を推進する

【環境事業活動指標】

指　標	目標値 （平成 27 年度）	基準値 （平成 17 年度）	前々年度 （平成 25 年度）	前年度 （平成 26 年度）
環境フェア来場者数【再掲】	10,000 人	－	13,788 人	10,762 人
環境ボランティア数（緑と花のサポーター、エコライフサポーターの登録者数）	100 人	44 人	63 人 （緑と花のサポーター46 人） （エコライフサポーター17 人）	67 人 （緑と花のサポーター46 人） （エコライフサポーター21 人）
環境リーダー数（自然環境観察員の登録者数）	80 人	－	78 人	78 人
環境マネジメント関連規格認証の年間取得支援件数 ※（　　）：累計	20 件	－	1 件 （29 件）	2 件 （31 件）

【施策の進捗状況・評価】

平成 26 年度実績
環境ふれあい館や緑と花の学習園を拠点として各種交流会・講座を行った。 緑と花のサポーターの登録者数は変わらなかったが、エコライフサポーターは新たに４人の加入があった。 環境リーダー（自然環境観察員）の登録者数は、自然環境観察員養成講座を実施しなかったため新規登録は無かった。 環境マネジメント関連規格認証について、新たに 2 件の環境認証取得支援を行った。（累計 31 件）
平成 27 年度計画
平成 27 年度から行政と荒川パーククリエイターが協働で自然地の維持管理をおこなう。 環境ボランティアの拡大について、より魅力的なエコライフ講座や緑化講習会などを通じて、ボランティア活動への参加を積極的に呼びかける。 環境リーダー（自然環境観察員）について、自然環境の保全や啓発（観察会の企画・運営）について学ぶ中級講座を実施し、登録者のステップアップを図る。
見直し・評価
環境事業活動指標のうち、環境フェア来場者数及び環境マネジメント関連規格認証の年間取得支援件数は、既に目標値を達成している。しかし、環境ボランティアについて、目標達成まで厳しい状況となっており、引き続き、エコライフ講座や緑化講習会等を通じて、新規登録者の拡充を図るとともに、新たな年齢層からの人材の掘り起こしを行う必要がある。

【重点プロジェクト１】環境監視体制の強化

安全と安心

- ○ 災害や公害に関する情報の公表
- ○ 放射線の測定等環境監視事業の強化
- ○ 災害発生に備えた体制の整備
- ○ 事業者への指導・支援　　等

【すみだ環境力指標】

指　標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
環境監視事業（大気、河川水質、有害化学物質）において環境基準を超えた年間件数	０件	４件 （大気　１件 河川水質２件 有害化学物質 １件）	５件 （大気　３件 河川水質１件 有害化学物質 １件）	２件 （河川水質２件）
放射線量が区の除染等の対応基準（※1）を超えた測定箇所数、件数	０箇所 ０件	測定せず	１箇所 １件	０箇所 ０件

※1　学校、保育園、幼稚園の校庭、園庭、砂場等における空間放射線量が毎時 0.25 マイクロシーベルト以上

【プロジェクトの進捗状況・評価】

実績及び評価

環境監視事業においては、環境基準を超えた件数は２件でその内訳は、河川水質２件であった。前年（平成 25 年度）と比較して河川水質は１件から２件に増えたが、大気及び有害化学物質は０件になった。放射線対策では、区の除染等の対応基準を超える箇所はなかった。（測定結果は区ホームページで公開している。）

指標に対する実績では、区内の空間放射線量は、除染等の対応基準以下が続いており、除染が必要となった箇所もなかった。しかし、大気汚染、河川水質の改善への対策は、本区だけでなく、国、東京都、近隣自治体等との調整が必要であり、早急な目標達成は困難な状況であることから、プロジェクトの進捗状況評価は B 評価とした。

今後の方策

河川水質については、底泥浚渫や雨天時の初期汚濁雨水対策等の水質改善を東京都に働きかけていく。また、大気汚染については、PM2.5 を含む大気汚染測定等の環境監視事業を実施し環境基準の達成に努める。環境監視事業は、国や東京都及び周辺自治体を含めた広域的な対策が必要であり、引き続き連携を図りながら対策を講じていく。放射線対策については、今後も放射性物質の飛散・流出事故等の動向に注視しつつ、これまでの調査結果を踏まえ適切に対応していく。

進捗状況評価
B

【進捗状況評価区分】
A　：　順調に進行している
B　：　課題はあるが、目標の達成に向けて努力している。
C　：　課題が多く、目標値の達成には困難が予想される

【重点プロジェクト２】エコライフすみだの推進

エコライフを
楽しく

- ○ エコ住宅・各種事業等の体系的な整備
- ○ 再生可能エネルギーの導入・普及啓発等

【すみだ環境力指標】

指　標	目標値 （平成 27 年度）	基準値 （平成 17 年度）	前々年度 （平成 25 年度）	前年度 （平成 26 年度）
区域における 温室効果ガス 総排出量の削減	118.1 万 t -CO_2 （8.0%削減）	128.4 万 t -CO_2 （平成２年度）	125.7 万 t -CO_2 （2.1%減少） （平成 23 年度）	137.8 万 t -CO_2 （7.3%増加） （平成 24 年度）

※オール東京 62 市区町村共同事業において、平成 25 年度・26 年度分の温室効果ガス総排出量を調査中
（平成 25 年度分は平成 27 年度末に発表予定）
※二酸化炭素排出係数（東京電力㈱：環境省資料より）
2011 年度実績(平成 23 年度実績)：実排出係数 0.000464（単位： t -CO_2/kWh）
2012 年度実績(平成 24 年度実績)：実排出係数 0.000525（単位： t -CO_2/kWh）

【プロジェクトの進捗状況・評価】

実績及び評価

２年遅れで公表されるため、直近の値である平成 24 年度の墨田区内における温室効果ガス総排出量は 137.8 万 t -CO_2で、基準年と比較して 7.3%増加し、前年度と比較すると 9.6%増加した。これは東日本大震災を機として、原子力から火力に電力供給がシフトしたことで、二酸化炭素排出係数が上昇したことが主な要因である。

しかし区が実施している温暖化防止対策事業については、概ね順調に実績をあげていること、また二酸化炭素の主要な排出源となるエネルギー消費量についても、墨田区では平成２年度に比べ、大きく減少していることから判断して、プロジェクトの進捗状況評価は B 評価とした。

今後の方策

東日本大震災以降、区民の省エネルギー意識が定着しており、区としてはこうした区民の意識を継続させつつ、更なる向上を図る取組が重要である。また、今後、火力発電による電力供給で二酸化炭素の排出が続くことが確実なので、更なる省エネルギー対策が必要となっている。このため、環境フェアを始めとした各種啓発イベントによる PR の強化のほか、すみだエコポイント事業の拡充を検討する。また、引き続き省エネナビモニター制度など、区民がすぐに始められるようなものから地球温暖化防止設備導入助成制度まで幅広く事業を展開していく。

進捗状況評価
B

【進捗状況評価区分】
A　：　順調に進行している
B　：　課題はあるが、目標の達成に向けて努力している。
C　：　課題が多く、目標値の達成には困難が予想される

【重点プロジェクト３】緑あふれる立体空間の創造

空中緑化

- 緑と花のまちづくり推進地域制度
- すみだ花の道整備事業
- 活動主体への取り組み支援・ネットワーク化　　等

【すみだ環境力指標】

指　標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
みどり率（※1）（　）内は調査年度	22.8%（平成 32 年度）	20.1%（平成 12 年度）	―	20.5%（平成 21 年度）
緑被率（※2）（　）内は調査年度	13.0%（平成 32 年度）	9.4%（平成 12 年度）	―	10.5%（平成 21 年度）

※1　樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園、街路樹、河川、水路、池などの面積が地域全体の面積に占める割合のこと。
※2　緑被地（樹林、草地、屋上緑化）の面積が地域全体の面積に占める割合のこと。

【プロジェクトの進捗状況・評価】

実績及び評価

公園の新設はなかったものの、開発指導要綱等に基づく緑化指導によって、平成 26 年度は地上部 6,325.05 ㎡、建築物上 3,788.17 ㎡の緑地が整備された。また、立体緑化の推進では、屋上緑化助成件数 4 件 121.3 ㎡の実績があり、緑感は高まっている。

緑と花のまちづくり推進地域制度では、平成 26 年度は十間橋通り（第２期／全３期）に、プランターを追加設置した（合計で区内 11 箇所に設置）。

平成 26 年度のみどり率及び緑被率は、10 年に一度実施する「墨田区緑と生物の現況調査（平成 21 年度実施）」の数値となる。しかし、開発指導要綱等に基づく緑化指導により、平成 26 年度の推計値は、みどり率が 21.4%、緑被率が 11.4%に達している。緑化は徐々に進んでいると考えられ、プロジェクトの進捗状況評価は B 評価とした。

今後の方策

緑と花のまちづくり推進地域制度では、引き続き区民や緑化ボランティアの協力を得ながらプランターやハンギングバスケットの増設、新規推進地域を増やすことで緑化を推進していく。平成 27 年度は、全３期で計画した十間橋通りにプランターの追加設置、及び推進地域の新規募集を実施する。また、緑のカーテンコンテストを実施して「省エネ」の普及・啓発、「緑感」の向上及び地域住民の更なる緑化意識の啓発を図る。

また、河川・公共施設の改修時及び、都市計画に基づくまちづくりの際に、緑地（地上部及び立体緑化（屋上・壁面））の整備を進めるとともに、民間事業者に対しても引き続き開発指導要綱等に基づく緑化指導による緑地の整備を働きかけていく。

進捗状況評価
B

【進捗状況評価区分】
A　：　順調に進行している
B　：　課題はあるが、目標の達成に向けて努力している。
C　：　課題が多く、目標値の達成には困難が予想される

【重点プロジェクト４】すみだエコモデル事業の推進

新タワー発

- ○ 環境配慮への啓発
- ○ 先進事例等の情報発信
- ○ 助言・指導　　等

【すみだ環境力指標】

指　標	目標値（※4）（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
ごみの発生量（※1）、削減率	81,000 t 13.4%削減	93,123 t	78,278 t 15.9%削減	78,184 t 16.0%削減
ごみの資源量（資源物回収量（※2））、資源化率（※3）	14,300 t 21.7%	13,725 t 16.4%	13,499 t 19.7%	13,861 t 20.1%

※1　ごみの発生量＝区収集ごみ(可燃・不燃・粗大)＋許可収集・持込ごみ量
※2　資源物回収量＝行政回収量＋集団回収量
※3　資源化率＝資源物回収量／（区収集ごみ＋資源物回収量）
※4　目標値は平成 23 年４月策定の墨田区一般廃棄物処理基本計画による。

【プロジェクトの進捗状況・評価】

実績及び評価
ごみの発生量・削減率は、平成 22 年度実績で既に目標値を達成している。
今後の方策
一般廃棄物処理基本計画の目標を達成するための実行計画を実行し、普及啓発・指導の強化を図る。 東京スカイツリー®周辺地区を中心に、まちの美化の指導強化に取り組み、さらには全区的に拡充していく。 平成 27 年度は第３次計画中間目標年度であることから前期計画の施行状況を評価・検証するための調査（ごみ組成調査）を実施する。引き続き、ごみの減量と資源化を促進するため、パンフレット「資源物とごみの分け方・出し方」を配布するとともに、ごみ収集日カレンダーを配布する。資源化率向上については地域パトロールの強化、警察等関係機関との連携強化等を行い、資源物持ち去り対策を強化する。

進捗状況評価
A

【進捗状況評価区分】
A　：　順調に進行している
B　：　課題はあるが、目標の達成に向けて努力している。
C　：　課題が多く、目標値の達成には困難が予想される

【重点プロジェクト５】環境活動のネットワークづくり

つなげよう

- ○ 環境体験学習プログラムの体系化
- ○ 環境活動拠点（環境ふれあい館、緑と花の学習園）の再構築
- ○ 学校との連携　等

【すみだ環境力指標】

指　標	目標値（平成 27 年度）	基準値（平成 17 年度）	前々年度（平成 25 年度）	前年度（平成 26 年度）
環境体験学習事業の実施回数、参加者数	200 回 5,000 人	50 回 1,000 人	213 回 7,662 人	196 回 6,265 人
環境ボランティア数（緑と花のサポーター、エコライフサポーターの登録者数）	100 人	44 人	63 人 （緑と花のサポーター46 人） （エコライフサポーター１７人）	67 人 （緑と花のサポーター46 人） （エコライフサポーター21 人）
環境リーダー数（自然環境観察員の登録者数）	80 人	制度なし	78 人	78 人

【プロジェクトの進捗状況・評価】

実績及び評価

平成 26 年度は環境ふれあい館を拠点として各種交流会・講座を実施し、参加者数については目標値を達成することができた。また、環境ボランティアは、かいぼり事業などをきっかけに前年度と比較して４名増え 67 名となったが、環境リーダーは自然環境観察員養成講座を実施しなかったため、新規登録は無かった。

環境体験学習事業について、実施回数及び参加者数ともに目標値を達成しているが、環境ボランティアの登録者数が低調であったことで、目標達成まで厳しい状況が続くものと想定されるので、プロジェクトの進捗状況評価はＢ評価とした。

今後の方策

環境体験学習事業については、参加体験型プログラムの拡充を図り、更に多くの区民の参加を呼びかけていく。

環境ボランティアについては、引き続き、エコライフ講座や緑化講習会等を通じて、新規登録者の拡充を図るとともに、新たな年齢層からの人材の掘り起こしを行う。環境リーダー（自然環境観察員）に対しては、平成21～25年度自然環境観察員養成講座及び平成26年度かいぼり大作戦ボランティア養成講座の修了者を対象に、区の自然環境の保全や啓発（観察会の企画・運営）について学ぶ中級講座を実施し、登録者のステップアップを図る。

進捗状況評価
B

【進捗状況評価区分】
Ａ　：　順調に進行している
Ｂ　：　課題はあるが、目標の達成に向けて努力している。
Ｃ　：　課題が多く、目標値の達成には困難が予想される

7－6 温室効果ガス排出量の算定方法等

1．墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の基本データ

墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の実績値は、23 区共通の算定手法である『オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」』による「温室効果ガス排出量（推計）算定結果」を用いています。

2．将来の電力の CO_2 排出係数について

将来の電力の CO_2排出係数については、我が国のエネルギー需給構造の見通しが不確定な状況にあることから、基準年度である平成12年度（2000年度）の東京電力の値（0.328 kg-CO_2/kWh）を用いるものとします。

3．墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来予測方法

平成 32 年度（2020 年度）、平成 37 年度（2025 年度）、平成 42 年度（2030 年度）の将来３時点におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を現状趨勢ケース※により将来予測を行いました。各部門の将来推計方法は、以下のとおりです。

●エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来予測方法

温室効果ガス種別	部門		エネルギー消費量の将来予測方法	温室効果ガス排出量の将来予測方法
CO_2	産業部門	建設業	・平成２年（1990年）以降の燃料種毎のエネルギー消費量の直線回帰により予測	・左記の予測結果に燃料種毎の CO_2排出係数を乗じて予測
		製造業	・区内の製造品出荷額等の動向と相関するものと仮定し、平成２年（1990年）以降の製造品出荷額等の対前年増加率平均値を用いて、燃料種毎に予測	
	家庭部門		・区内の世帯数の動向と相関するものと仮定し、墨田区人口ビジョン将来推計による推計値を用いて、燃料種毎に予測	
	業務部門		・平成２年（1990年）以降の燃料種毎のエネルギー消費量の直線回帰により予測	
	運輸部門	自動車	・区内の自動車保有台数の動向と相関するものと仮定し、平成２年（1990年）以降の自動車保有台数の対前年増加率平均値を用いて、燃料種毎に予測	
		鉄道	・平成２年（1990年）以降の燃料種毎のエネルギー消費量の直線回帰により予測	
	廃棄物部門		―	・廃棄物の将来発生量から予測
その他ガス	―		―	・過去傾向から CO_2総排出量の2.7%と仮定して予測

※現状趨勢ケース（BaU）とは、エネルギー消費量あるいは温室効果ガス排出量が今後追加的な対策を見込まないまま推移したケースのことを言い、現在、墨田区が実施している温暖化対策は継続するものの、追加対策を施さないと仮定した場合の推計です。エネルギー消費原単位の変化（機器の買替等）は想定せず、人口や世帯、生産量等の活動量の変化のみが予測に反映されます。

4．墨田区のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来予測結果

現在、墨田区が実施している温暖化対策は継続するものの、追加対策を施さないと仮定した場合のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の将来予測結果は、以下のとおりです。

【墨田区のエネルギー消費量の将来予測結果】

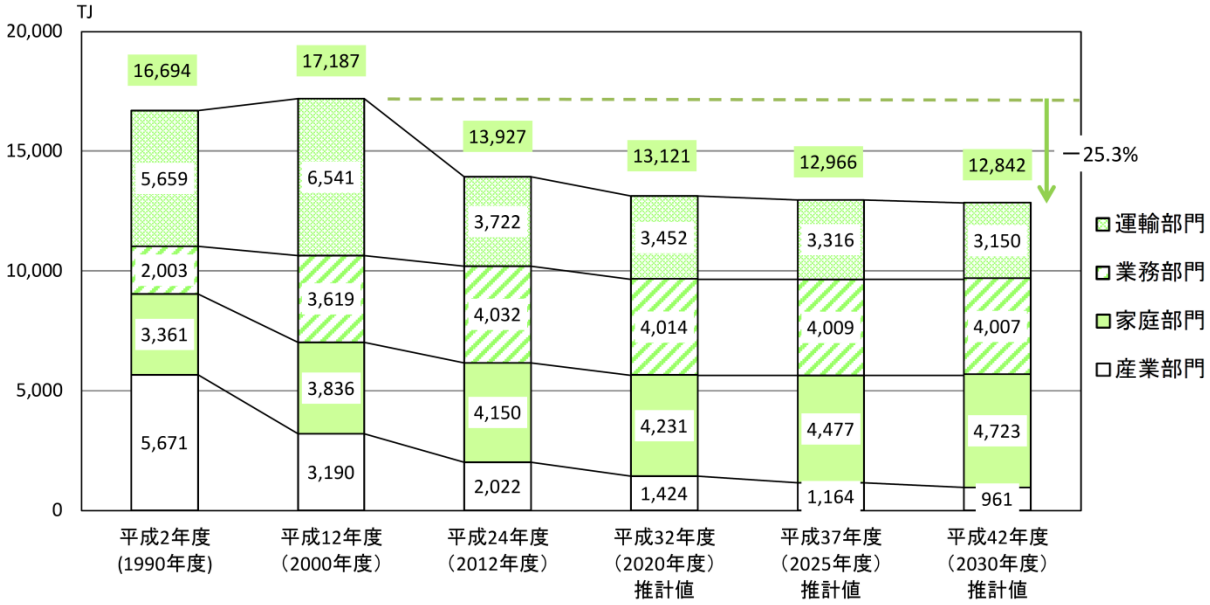

【墨田区の温室効果ガス排出量の将来予測結果】

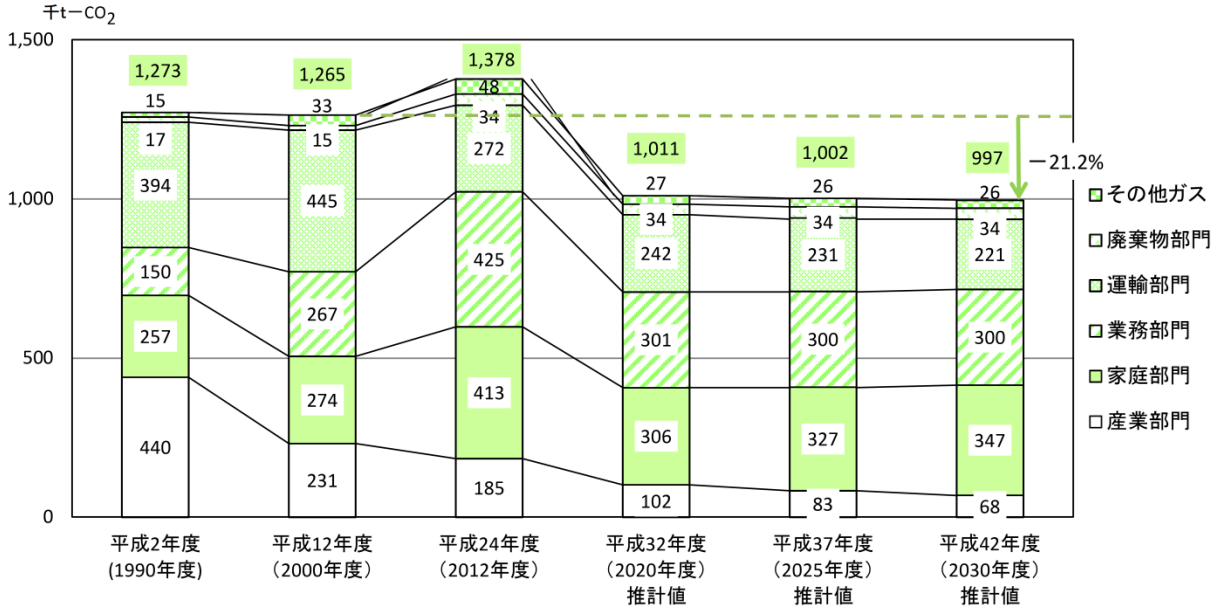

各部門における現状趨勢ケースによる予測の結果、将来の増減傾向とその要因は以下のように考えられます。

(1) 産業部門の将来予測

産業部門は、区内事業所数の減少による製造品出荷額等の減少、省エネ法に基づくエネルギー消費量削減の自助努力の継続などにより、CO_2排出量及びエネルギー消費量は平成42年度（2030年度）まで減少傾向と予測されます。

(2) 家庭部門の将来予測

家庭部門は、世帯数の増加に伴う生活家電や給湯・調理機器の増加により、CO_2 排出量及びエネルギー消費量は平成 42 年度（2030 年度）まで増加傾向と予測されます。

(3) 業務部門の将来予測

業務部門は、現在の省エネ行動の継続により業務系ビル・店舗の床面積当たりのエネルギー消費量は減少していくものと予測されますが、区内における開発事業の進展に伴い業務系ビル・店舗の床面積の増加が見込まれることから、CO_2 排出量及びエネルギー消費量は平成 42 年度（2030 年度）まで微減傾向と予測されます。

(4) 運輸部門の将来予測

運輸部門は、自動車保有台数の減少、現在のエコカーへの買い替え行動の継続により、CO_2排出量及びエネルギー消費量は平成42年度（2030年度）まで減少傾向と予測されます。

(5) 廃棄物部門の将来予測

廃棄物部門は、１人１日あたりの可燃ごみ排出量は減少していくものと予想されますが、人口増加により可燃ごみ総排出量は横ばいで推移すると予測されることから、CO_2 排出量は平成 42 年度（2030 年度）まで横ばい傾向と予測されます。

(6) その他ガスの将来予測

その他ガスは、過去傾向から CO_2総排出量の2.7%程度と予測されます。平成42年度（2030年度）まで CO_2排出量は微減傾向と予測されることから、その他ガスも微減傾向と予測されます。

5．墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標

墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標は、東京都環境基本計画において示された温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減目標との整合を図り、平成42年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で区内の温室効果ガス排出量を30%程度削減、エネルギー消費量を38%程度削減とします。削減目標の内訳は、以下のとおりです。

【墨田区の温室効果ガス排出量の削減目標】

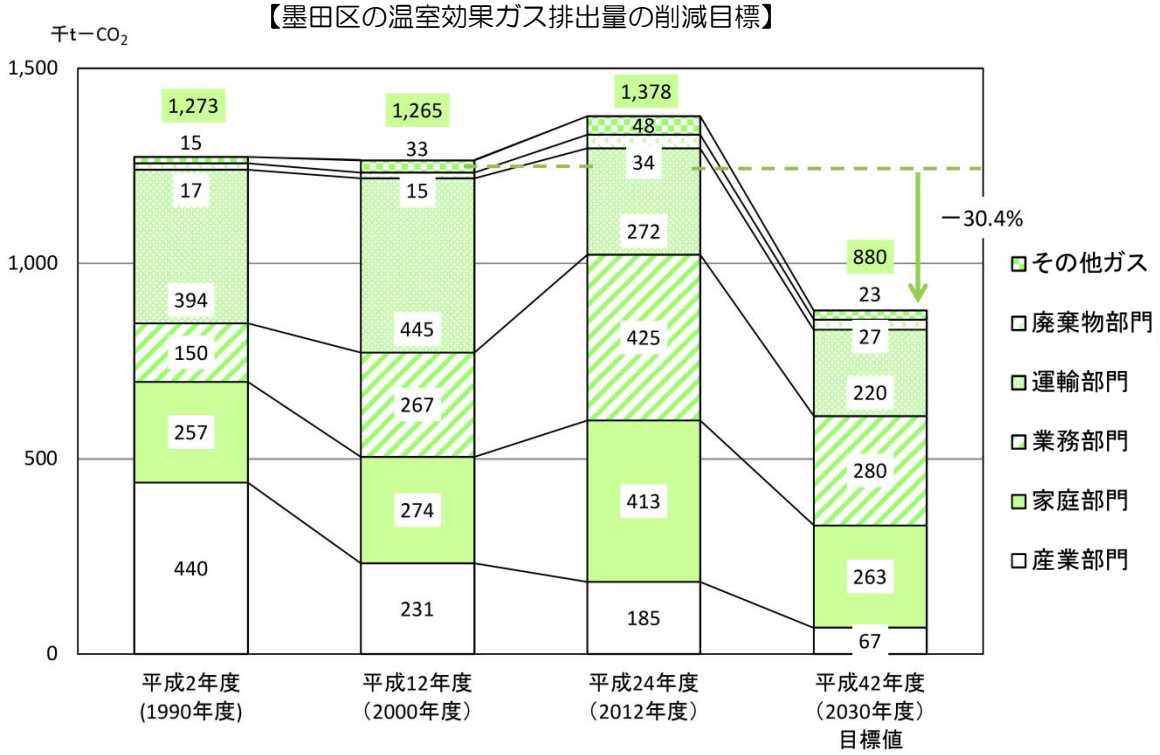

【墨田区のエネルギー消費量の削減目標】

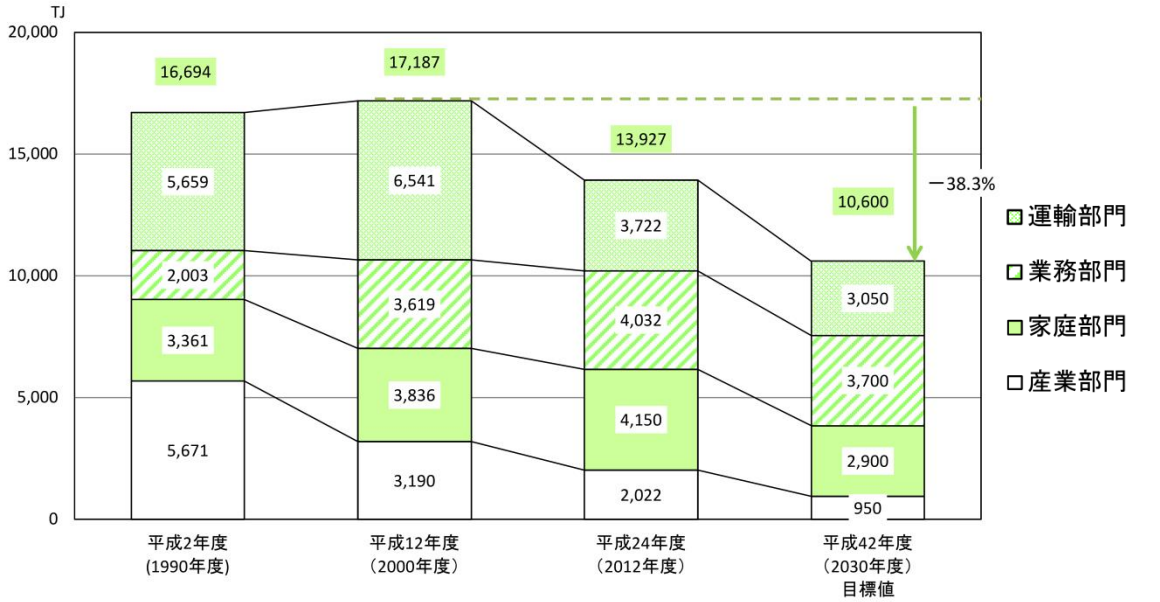

6．墨田区の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の部門別削減目標

現在、墨田区が実施している地球温暖化対策に加えて、新たな追加対策（国や都が行う対策を含む）を実施し、削減目標の達成をめざします。

部門別の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減目標の設定にあたっては、一律削減とするのではなく、各部門の現在に至るまでの自主的な努力による取組の進み具合や今後の動きなどを勘案して設定を行いました。

(1) 温室効果ガス排出量の部門別削減目標

単位：千 t-CO_2

部 門	平成 12 年度 (2000 年度) (基準年度)	平成42 年度 (2030 年度) (推計値)	平成 42 年度 (2030 年度) (目標値)	目標設定の考え方
産 業	231	68	67	現状の対策の継続により削減目標の達成が見込まれますが、1,000t-CO_2 程度の追加対策が必要です。
家 庭	274	347	263	世帯数の増加による CO_2 排出量の増加が見込まれることから、さらなる省エネ行動等の拡大による 84,000t-CO_2 程度の追加対策が必要です。
業 務	267	300	280	開発事業等の進展により業務系床面積の増加が見込まれることから、さらなる省エネ行動の拡大による 20,000t-CO_2 程度の追加対策が必要です。
運 輸	445	221	220	エコカーの普及に伴い、CO_2 排出量の減少が見込まれますが、1,000t-CO_2 程度の追加対策が必要です。
廃棄物	15	34	27	さらなるごみ排出量削減による 7,000t-CO_2 程度の追加対策が必要です。

(2) エネルギー消費量の部門別削減目標

単位：TJ

部 門	平成 12 年度 (2000 年度) (基準年度)	平成42 年度 (2030 年度) (推計値)	平成 42 年度 (2030 年度) (目標値)	目標設定の考え方
産 業	3,190	961	950	現状の対策の継続により削減目標の達成が見込まれますが、11TJ 程度の追加対策が必要です。
家 庭	3,836	4723	2,900	世帯数の増加によるエネルギー消費量の増加が見込まれることから、さらなる省エネ行動等の拡大による 1,823TJ 程度の追加対策が必要です。
業 務	3,619	4007	3,700	開発事業等の進展により業務系床面積の増加が見込まれることから、さらなる省エネ行動の拡大による 307TJ 程度の追加対策が必要です。
運 輸	6,541	3150	3,050	エコカーの普及に伴い、エネルギー消費量の減少が見込まれますが、100TJ 程度の追加対策が必要です。

7－7 用語集

【あ行】

■アスベスト（P54）

繊維状の天然鉱物を綿のようにもみほぐしたもので、断熱性に優れた性質を有しており、建築用材料を中心として広範囲に使用されてきた。長期間吸入すると肺や呼吸器系の機能障害を引き起こすため、大気汚染防止法により特定粉じんとして規制を受けている。

■エコドライブ（P38）

やさしい発進、できるだけ一定の速度で走行する、アイドリングをしないなど環境にやさしい運転方法のこと。やさしい発進を心がけるだけで、燃料消費を最大10%ほど節約でき、二酸化炭素を含む排気ガスの排出を低減できる。

■エコプロダクツ（P72）

環境に配慮した製品やサービスのこと。素材の選択から、設計、生産、使用後の廃棄までに至る、ライフサイクルの各過程での環境負荷を少なくした製品を指す。

■エネルギーマネジメントシステム（P30 ほか）

家庭やビルで使用される機器や設備を ICT（情報通信技術）などで一元化し、エネルギーの使用状況を適切に把握・管理し、最適化するシステムのこと。

■エネルギーミックス（P19）

水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光、風力等のそれぞれの発電方法について、燃料・資源調達の安定性、稼働・運用特性、環境負荷、経済性（設備費用や燃料費）の観点から電源構成を最適化すること。

■屋上緑化（P25、42 ほか）

屋根や屋上に人工の地盤をつくり、植栽により緑化すること。一般的に、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。ヒートアイランド対策や建築物の断熱性向上に効果がある。

■温室効果ガス（P2）

太陽から地球への熱（赤外線）を閉じ込めて保温する働きのある気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄・三フッ化窒素の７物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

【か行】

■カーボンオフセット（P37）

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

■化石燃料（P30）

石炭、石油、天然ガスなどで、地中に埋蔵されている燃料の総称。

■環境マネジメント（P63）

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等のしくみを「環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）」という。

環境マネジメントには、国際規格の「ＩＳＯ14001」や環境省が策定した「エコアクション21」などがある。

■光化学スモッグ（P15）

工場・自動車の排気ガスに含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）が、太陽光（紫外線）を受けることで光化学オキシダントという汚染物質に変化し、光化学オキシダントが大気中に蓄積されて光化学スモッグが発生する。窒素酸化物や VOC の濃度が高いこと、気温が高いこと、風が弱いことで発生しやすくなり、健康に影響を及ぼすことがある。

■固定価格買取制度（P2 ほか）

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度のこと。「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」発電が対象となっている。

【さ行】

■サーマルリサイクル（P11、13 ほか）

最終処分場の延命化のため、家庭で不要になった廃プラスチック類を可燃ごみとして収集・焼却して、熱エネルギーを発電や熱供給に利用すること。

■再生可能エネルギー（Ｐ２ほか）

永続的に利用することができるエネルギー源の総称。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がある。

■次世代自動車（P38）

大気汚染物質や温室効果ガスの排出、騒音等の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車の総称。ハイブリッド自動車（HV）や電気自動車（EV）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などがある。

■遮熱性塗料（P55）

太陽光の近赤外波長域を高反射する塗料。建物の屋根等に塗装することにより、夏季の高温化を抑制し、室内環境を向上させ冷房の効率が上がり節電効果も期待できる。

■遮熱性舗装（P78）

路面を加熱する太陽光を反射させる舗装工法。一般的なアスファルト舗装と比較して、日中の路面温度上昇や、夜間の放熱量を抑制することができる。

■水素エネルギー（P39）

水素を燃料としたエネルギーのこと。燃料電池を使って水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作り出すことができる。

■水素社会（P20 ほか）

水素を主要なエネルギー源として日常生活や産業活動に利活用する社会のこと。

■水素ステーション（P20）

燃料電池車に水素を供給するための施設。水素を外部から輸送して水素ステーションに貯蔵するオフサイト型と、都市ガスなどを改質してステーション内で水素を製造するオンサイト型がある。

■スマートエネルギー都市（P20 ほか）

東京都が掲げる、無理のない「賢い節電」を土台とした、低炭素・快適性・防災力の３つを同時に実現する都市のエネルギー利用の将来像。

■墨田区地球温暖化対策実行計画（区事務事業編）（P34）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて策定された地球温暖化対策実行計画で、墨田区の事務事業において発生する温室効果ガスの削減を目的とする計画。平成 26 年度を基準として、平成 27 年から平成 31 年までの計画期間を通して、温室効果ガスの排出量を前年度比１％以上の削減を達成することを目標に掲げている。

【た行】

■ダイオキシン類（P15、54）

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の３種類の総称で、「人間が作り出した最強・最悪の毒物」ともいわれ、催奇形性・発がん性のほか、免疫異常、内臓障害を起こす。炭素・水素・塩素を含む物質が燃焼する工程などで非意図的に生成される。

■太陽光発電システム（P30、37 ほか）

「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電システム。

■太陽熱利用システム（P37 ほか）

太陽エネルギーによる熱を利用するシステムのこと。太陽熱を効率よく集める集熱器、集めた熱を長時間蓄える蓄熱槽、熱損失を少なくし効率よく熱を輸送する配管等の熱輸送系、熱を効率よく利用する熱変換器及び断熱材がある。

■地域冷暖房（P38）

一定地域内の建物群に対し、蒸気・温水・冷水等の熱媒を熱源プラントから、導管を通じて供給するシステム。エネルギーの有効活用、環境保全効果の向上、防災の観点から積極的な導入が図られている。

■地球温暖化（P2）

地球全体の平均気温が上昇する現象。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。温暖化の影響には、高温・豪雨など極端な気象現象、海面上昇、感染症の拡大（地域の変化）、生態系の変化などがある。

■特定外来生物（P21）

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

【な行】

■燃料電池車（水素自動車）（P20 ほか）

水素と空気中の酸素を反応させ、直接電気へ変換して発電するシステムを動力源とする車のこと。走行時に水しか排出しないためクリーンである。

【は行】

■ヒートアイランド現象（P22 ほか）

都市域において、人工物の増加、コンクリートやアスファルトによる地表面の被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などによる人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

■ビオトープ（P25 ほか）

ドイツ語由来の外国語で Bio（生き物）と Top（場所）を合わせた合成語で「その地域の野生の生き物が暮らしている場所」を表す。

■フィフティ・フィフティプログラム（P34）

ドイツで始まった、省エネ教育を行いながら、自治体の経費を削減し、地球温暖化防止にも貢献することができるしくみ。学校の児童・生徒や教職員が協力して省エネ活動を行い、節減できた光熱水費の半分を学校に還元するもの。

墨田区では、取組を行った学校に対し環境に関連する消耗品を提供している。

■壁面緑化（P25 ほか）

建築物の断熱性や景観の向上を目的として、外壁などの周辺に植物を育て、這わせること。植物を下から這わせる方法、上から垂らす方法、壁面に緑化パネル等を設置する方法がある。

■保水性舗装（P55）

舗装体内に保水された雨水等の水分が蒸発することで、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する舗装。一般的なアスファルト舗装と比較して、路面温度を低く抑えることができる。

■放射線（P18）

アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、中性子線など物質を透過する力を持つ光の仲間の総称。放射線はその種類により物質を透過する力が異なるため、それぞれ異なる物質で遮断することができる。また、放射線を出すもの（物質）を放射性物質という。

【ま行】

■緑のカーテン（P25、42 ほか）

植物を建物の窓を覆うように這わせることによって、太陽光の直射を避け、日陰をつくること。植物の葉からの気化熱の作用も働き、室温上昇の抑制を図ることが期待できる。

■緑のへい（P42）

生垣や植樹帯のこと。墨田区では、緑化助成事業として「緑のへい助成制度」を実施している。

【や行】

■有害化学物質（P15 ほか）

人の健康または動植物の生息・生育環境に有害な影響を及ぼす化学物質の一般的な総称。

【ら行】

■緑被率（P12、40 ほか）

緑被地（樹林、草地、屋上緑地）が、その地域全体の面積に占める割合のこと。

【アルファベット】

■BOD（P16）

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。水質を表す指標の一つで、値が大きいほど水質汚濁は著しい。

■ＣＯＰ（Ｐ33）

気候変動枠組条約締約国会議のこと。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づき、1995年から毎年開催されており、2015年（平成27年）12月にパリでＣＯＰ21が開催された。

■CO_2排出係数（Ｐ11 ほか）

電気の供給や燃料（ガス、ガソリンなど）の使用、廃棄物の焼却等に伴い排出される二酸化炭素の量を数値化したもの。

■ＩＰＣＣ（Ｐ20）

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織のこと。

【数字】

■2R（Ｐ48）

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組のうち、特にリデュース、リユースの取組をリサイクルよりも優先順位の高い取組として位置付け、２つの言葉の頭文字をとったもの

■３Ｒ（Ｐ48 ほか）

リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の３つの言葉の頭文字をとったもの。